

7 神 医 第 2216 号
令和 8 年 2 月 20 日

郡市医師会長 殿

神 奈 川 県 医 師 会
会長 鈴木 紳一郎
(公 印 省 略)

【重要】 かかりつけ医機能報告制度について (第 4 報)

時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

「かかりつけ医機能報告制度」に関する周知につきまして、ご協力賜り御礼申し上げます。現在の報告状況は、県内全域で約 72%となっています。より一層の報告率向上に向け、引き続き周知、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本通知は、G-M I S 作業を終えた医療機関へ、きちんと報告ができているかどうか、G-M I S 上での確認と留意事項に関する周知をお願いするものです。

【G-M I S の確認方法】

G-M I S かかりつけ医機能報告の定期報告に入り、画面上の「報告状況」が「報告済み」になっているかどうか、確認をお願いいたします。表示が「報告中」となっている場合は、報告が終了していませんので、別添のマニュアルのとおり作業を行い、報告を終了させてください。

G-M I S の画面では、入力した箇所は入力完了と表示されるため、報告が終了したと混同しやすくなっています。G-M I S 報告作業をしたにもかかわらず、督促のメールが届くという場合は、申請状況が「報告中」となっている可能性がありますので、必ず上記の確認をお願いします。

また、本報告制度は、1号機能(日常的な診療を継続的に行う機能)と2号機能(時間外対応や在宅医療に関すること等)に分けて内容の有無等を報告するものですが、1号機能が無い場合でも報告は必要です。この場合は「1号機能が無い」旨の報告をすることになりますので、ご留意のほどお願い申し上げます。

つきましては、貴会会員医療機関へご周知くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

県医師会ホームページに掲載します。(よくあるお問合せに追加掲載)

https://kanagawa-med.or.jp/medical_treatment/kakaritsukei/



問合せ先
地域医療課 岩田
横浜市中区富士見町3-1
TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464
E-mail g-iwata@kanagawa.med.or.jp